

農用地利用集積等促進計画案（一宮市ほか 22 市町）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 8 年 6 月 5 日

公益財団法人愛知県農業振興基金  
理事長 犬飼 峰宏

1. 意見聴取の対象となる農用地

一宮市明地西阿古井 26 ほか 6 筆
瀬戸市羽根町 85 番 1 ほか 2 筆
春日井市牛山町字藪鼻 2998 番 1
江南市松竹町西瀬古 264 番ほか 19 筆
小牧市野口友ヶ根 32 ほか 23 筆
稲沢市清水郷西町 26 番ほか 36 筆
尾張旭市平子町長池上 6451-2
豊明市沓掛町陣田 48 ほか 3 筆
愛知郡東郷町大字春木字野淵 71-1 ほか 3 筆
丹羽郡大口町大屋敷一丁目 13 ほか 8 筆
津島市古川町 1 丁目 74 番ほか 13 筆
愛西市雀ヶ森町大池割 41 番ほか 10 筆
あま市二ツ寺六町 74-2 ほか 68 筆
大府市米田町一丁目 513
知多郡阿久比町大字卯坂字桜ヶ丘 188 番ほか 27 筆
岡崎市池金町字蟬田 2-1 ほか 15 筆
刈谷市東境町向ヶ郷 45 ほか 4 筆
安城市城ヶ入町稲場 15 ほか 11 筆
西尾市室町雲地 48 ほか 93 筆
豊田市西檜尾町上谷 1-1 ほか 12 筆
みよし市筋生町明知原 276-153
豊川市美園一丁目 9-2 ほか 9 筆
田原市古田町才ノ神 3-2(1)ほか 22 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 8 年 6 月 5 日(金)から令和 8 年 6 月 11 日(木)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）